

第 3 章 審 査

第 1 節 労働組合の資格審査

労働組合法第 5 条の規定による最近 5 か年の労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1 表のとおりである。

平成30年は、前年からの繰越しはなく新規申請が14件であり、全て委員候補者推薦を理由とする申請であった。

終結状況は、全て適合の決定をした。

(3 - 1 表) 労働組合資格審査の取扱状況

年次	取 扱 件 数						補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	計								
26	—	14	1	1	16	16	—	15	—	—	—	15	1
27	1	—	1	2	3	4	—	1	1	—	1	3	1
28	1	15	—	—	15	16	—	16	—	—	—	16	—
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	—	14	—	—	14	14	—	14	—	—	—	14	—

第 2 節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定・告示について、平成30年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概況

労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による最近5か年の不当労働行為事件の取扱状況は、3-2表のとおりである。

平成30年に係属した平成29年（不）第2号事件は、却下により終結した。

(3-2表) 不当労働行為事件の取扱状況

年次	取扱件数			終結件数								次年繰越し件数
	前年繰越し	新規申立て	計	取下げ・和解			命令・決定				計	
				取下げ	和解		救済		棄却	却下		
					無関与	関与	全部	一部				
26	1	1	2	-	-	-	1	-	-	-	1	1
27	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	1	1
28	1	3	4	-	-	-	(1)	1 (1)	-	3	4	-
29	-	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	1
30	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-

注) 括弧内の数字は、審査を分離し、分離命令を発出した件数である。

2 審査の目標期間の達成状況

(1) 審査の目標期間

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等について、毎年少なくとも1回公表することとされている（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。

- 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）
 - ・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
 - ・ 通常事件：1年
- （注1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。
- （注2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

(2) 達成状況

平成30年における審査の目標期間の達成状況は、次のとおりである。

- ・ 団交拒否事件
平成30年に終結した事件はない。
- ・ 通常事件
平成30年に終結した事件に係る審査期間は97日であり、目標期間を達成。
また、審査の実施状況等は、3-3表から3-5表のとおりである。

(3-3表) 審査の実施状況

項目	団交拒否事件		通常事件		計
	終結	翌年繰越し	終結	翌年繰越し	
ア 係属事件数	—	—	1件	—	1件
イ 審査期間	—	—	97日	—	/
ウ 調査の回数	—	—	0回	—	0回
エ 審問の回数	—	—	0回	—	0回
オ 尋問を行った証人及び当事者の人数	—	—	0人	—	0人

(3-4表) 平成30年に係属した不当労働行為事件の概要

通常事件

申立年月日 終結年月日	申立年月日	処理日数	調査回数	審問回数	証人数等	終結状況
	終結年月日					
平成29年(不)第2号	H29.12.28	97日	0回	0回	0回	却下
	H30.4.3					

(3-5表) 過去5年間における審査の実施状況

年	事件種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
26	団交拒否	1件	1件	241日	0回	0回	0人
	通常	1件	0件	—	6回	—	—
27	団交拒否	1件	—	—	3回	1回	2人
	通常	2件	1件	359日	6回	5回	7人
28	団交拒否	1件	1件	179日	0回	1回	2人
	通常	4件	4件	213日	2回	3回	5人
29	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	2件	1件	56日	0回	0回	0人
30	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	1件	1件	97日	0回	0回	0人

注) 平成27年に申立てがあり平成28年に終結した事件(1件)について、平成27年に団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、次のとおりカウントしている。

(1) 平成27年

ア 「係属事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。

イ 「調査回数」

審査の分離前に実施した2回分を、団交拒否事件及び通常事件それぞれにカウント。

(2) 平成28年

「係属事件数」及び「終結事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。

3 新規申立ての状況

(1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

不当労働行為事件の最近5か年における新規申立件数は7件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は3-6表のとおりである。

(3-6表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年次	新規申立て	申立人別			労働組合法第7条該当号別									
		組合	個人	組合個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3	
26	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
27	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
28	3	—	3	—	—	—	—	1	—	2	—	—	—	—
29	2	—	2	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入) 4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-7表のとおりである。

(3-7表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数					
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不明
26	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
27	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
28	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-
29	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

4 係属事件の概要

平成30年に係属した不当労働行為事件の概要は、3-8表のとおりである。

(3-8表) 不当労働行為事件一覧表 (係属事件1件)

事件 番号 (通算)	申立人	被申立 人	申立 年月日	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査		結 年月日	終 結 状 況	担当委員	
						回数	審問 回数			審査 委員	参与 委員
29(不)2 (214)	X	Y	29.12.28	4	ポストノーターイス	—	—	30.4.3	却下	—	—

5 審査記録

(1) 平成29年(不)第2号事件 第214号(通算)

当事者	申立人	被申立人
	X	Y 代表者 B
<p>請求する救済内容の要旨</p> <p>被申立人は、命令書受領後 300 日以内に、幅 90 メートル、長さ 180 メートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法上の道路(複数ある場合は各道路から)から見やすい場所に、終日、300 日間、不当労働行為認定の内容と今後このような行為を繰り返さないよう留意する内容を掲示すること。</p>		
<p>申立ての概要</p> <p>本件は、被申立人の代表者 B の行為は、申立人への不利益な取扱いである。</p>		
<p>審査経過</p> <p>平成29年 12月28日 申立書提出 審査開始決定</p> <p>平成30年 1月29日 補正勧告書の通知 2月27日 補正の督促通知の送付 3月28日 合議 4月3日 却下決定書の写しを交付</p> <p>本件の所要日数は97日であった。</p>		

第4節 再審査事件

1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

当委員会を初審とする最近5か年における再審査事件の係属状況は、3-9表のとおりである。

(3-9表) 再審査事件の係属件数

年 次	係 属 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取 下 げ ・ 和 解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 (初 審 維 持)	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
26	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4
29	4	1	5	1	-	-	4	-	-	-	5	-
30	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-

2 係属事件の概要

平成30年に中央労働委員会に係属した再審査事件の概要は、3-10表のとおりである。

(3-10表) 再審査事件一覧表(係属件数1件)

岩	手		県		労働		委員		中央労働委員会	
	事件番号	申立人	被申立人	申年月日	労組法第7条該当号	請求する救済内容	終了状況	事件番号	再審査申立年月日	終了状況
29(不)2	X		Y 代表者 B	29.12.28	4	ポストノース テイス	30.4.3 却下	30(不再)25号	30.4.13 (労)	30.7.24 棄却

第5節 行政訴訟事件

1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。